



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
2月5日
第179号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (健康福祉政策課)	1
○ 告 示	
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	7
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	7
道路区域の変更 (道路保全課)	8
○ 公 告	
公文書の公開等の実施状況公告 (県民活動生活課)	9
滋賀県個人情報保護条例の運用状況公告 (県民活動生活課)	10
生息・生育地保護区の指定公告 (自然環境保全課)	11
林業種苗法による生産事業者の登録公告 (森林保全課)	13
林業種苗法による生産事業者の登録失効公告 (森林保全課)	13
落札者決定の公告 (下水道課)	14
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (東近江)	15
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告 (高島)	15
○ 公安委員会規則	
※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)	15
○ 病院事業庁公告	
一般競争入札の公告	16
落札者決定の公告	18

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第2号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和41年滋賀県規則第44号) の一部を次のように改正する。

第25条の5の次に次の1条を加える。

(日常生活支援住居施設の認定申請書等)

第25条の6 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 (令和2年厚生労働省令第44号。以下この条において「日常生活支援住居施設要件等省令」という。) 第2条第1項に規定する申請書は、日常生活支援住居施設認定申請書 (別記様式第69号の6) とする。

2 日常生活支援住居施設要件等省令第2条第3項の規定による届出は、日常生活支援住居施設変更届 (別記様式第69号の7) によらなければならない。

3 日常生活支援住居施設要件等省令第5条第1項の規定による辞退は、日常生活支援住居施設辞退届 (別記様式第69号の8) を知事に提出することにより行うものとする。

第26条中「第1号および第2号」を削り、「および委託事務費」を「、委託事務費、就労自立給付金費および進学

準備給付金費」に改める。

別記様式第69号の5の次に次の3様式を加える。

様式第69号の6 (第25条の6関係)

日常生活支援住居施設認定申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(申請者)

所在地

法人名

代表者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定を受けた
 いので、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令(令和2年厚生労働省令第44号。
 以下「日常生活支援住居施設要件等省令」という。)第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請
 します。

1 施設の名称および所在地等

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地		〒 ー	
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		
基礎となる施設の種類と名称		種類：社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号の事業を行う施設(無 料低額宿泊所) 名称： (年 月 日開始届出)	

2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名

申請者の名称			
主たる事務所の所在地		〒 ー	
代表者	職名・氏名	生年月日	年 月 日
	住所	〒 ー	

3 事業(日常生活支援の受託)の開始予定年月日

年 月 日

4 申請者の登記事項証明書

(該当する方に☑)
<input type="checkbox"/> 添付書類1のとおり
<input type="checkbox"/> 日常生活支援住居施設要件等省令第2条第2項の規定により省略

5 建物その他の設備の規模および構造

(該当する方に☑)
<input type="checkbox"/> 添付書類2のとおり
<input type="checkbox"/> 日常生活支援住居施設要件等省令第2条第2項の規定により省略

6 事業の入所定員数

世帯 人
【世帯人数別居室の内訳】
単身世帯用(室) 2人世帯用(室) 3人世帯用(室) 4人以上世帯用(室)

7 日常生活および社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	添付書類3のとおり
運営規程、金銭管理規程等	添付書類4のとおり

8 施設の管理者および生活支援提供責任者の氏名および経歴

施設の管理者	職名 フリガナ 氏名 (経歴は添付書類5のとおり)
生活支援提供責任者	フリガナ 氏名 (経歴は添付書類5のとおり)
生活支援提供責任者	フリガナ 氏名 (経歴は添付書類5のとおり)

9 従業者の勤務体制および勤務形態

添付書類6のとおり

10 添付書類

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 2 建物その他の設備の規模および構造が分かるもの 平面図(各部屋の広さや長さが分かる図面)、居室面積 3 日常生活および社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇に関する項目 4 運営規程 金銭管理規程(金銭管理を実施する場合のみ) 5 経歴申告書 6 従業者等の勤務体制および勤務形態一覧表 7 在所者一覧表(既に無料低額宿泊所の事業を行っている場合のみ)
------	--

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 4および5の「日常生活支援住居施設要件等省令第2条第2項の規定により省略」は、無料低額宿泊所としての事業の開始届出時等に届け出ていた内容から変更がない場合に限りです。

3 この申請書に記載した内容に関して、無料低額宿泊所の事業の開始時等に届け出ていた事項の変更が必要となる場合には、日常生活支援住居施設の認定後速やかに、この届出とは別に社会福祉法第68条の3の規定による変更の届出を行う必要があるので注意してください。

様式第69号の7 (第25条の6関係)

日常生活支援住居施設変更届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(施設設置者)

所在地

法人名

代表者

このたび日常生活支援住居施設の認定に係る届出事項について変更したため、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令(令和2年厚生労働省令第44号)第2条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 日常生活支援住居施設の名称 _____

2 変更事項(該当する項目に○)

変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容
1	施設の名称および所在地	(変更前)
2	申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名	
3	事業(日常生活支援の受託)の開始予定年月日	
4	登記事項証明書	
5	建物その他の設備の規模および構造	
6	入所定員数	(変更後)
7	日常生活および社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇の方法	
8	施設の管理者および生活支援提供責任者の氏名および経歴	
9	従業員の勤務体制および勤務形態	
10	その他必要な事項	
変 更 年 月 日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 この届出書は変更後10日以内に届け出てください。

3 変更内容が分かる書類を添付してください。

4 変更事項によっては、この届出とは別に無料低額宿泊所について社会福祉法(昭和26年法律第45号)第68条の3の規定による変更の届出を行う必要があるので注意してください。

様式第69号の8 (第25条の6関係)

日常生活支援住居施設認定辞退届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(施設設置者)

所在地

法人名

代表者

年 月 日付で生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定による認定を受けた日常生活支援住居施設について、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令(令和2年厚生労働省令第44号)第5条第1項の規定により、次のとおり予告し、認定を辞退します。

1 認定を辞退する日常生活支援住居施設の名称	
2 認定を辞退する年月日	年 月 日
3 当該施設の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号の事業に供する施設(無料低額宿泊所)としての運営(いずれかに○印をすること。)	無料低額宿泊所は運営を (継続する ・ 休止する ・ 廃止する)
4 現に入所している者に対する措置	
5 認定辞退に係る連絡事項	
6 添付書類	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 認定を辞退する3か月以上前に届け出てください。

3 「3 当該施設の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号の事業に供する施設(無料低額宿泊所)としての運営」において、無料低額宿泊所としての運営を休止する場合は社会福祉法第68条の3の規定による変更(休止)の届出を、廃止する場合は同法第68条の4による廃止の届出を、それぞれこの届出とは別に行う必要があるので注意してください。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第74号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
こどもサポート教室「きらり」草津駅前校	草津大路一丁目4番12号大丸ソイビル2-B	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町230番地の15	児童発達支援放課後等デイサービス	令和3.2.1	2550600460
放課後等デイサービス いまここ a m i	野洲市小篠原1115-5	株式会社いまここ	大阪府大阪市中央区備後町一丁目2番6号	放課後等デイサービス	令和3.2.1	2551300151

滋賀県告示第75号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 起業者の名称 社会福祉法人ほのぼの会
- 2 事業の種類 社会福祉法人ほのぼの会「ふれあい」施設拡張事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 近江八幡市上田町字沢ノ口および字中沢地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - (1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について 申請に係る社会福祉法人ほのぼの会「ふれあい」施設拡張事業(以下「本件事業」という。)は、社会福祉法人ほのぼの会が社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業の用に供する施設である就労継続支援B型事業所、同条第2項に規定される第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業の用に供する既存施設に必要な機能訓練施設および研修施設ならびにこれらの施設に必要な駐車場を整備するものであり、当該施設は、法第3条第23号に規定される社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。
したがって、本件事業は、法第3条第23号に関する事業に該当する。
以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である社会福祉法人ほのぼの会は、平成14年7月に設立された第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業を事業目的とする社会福祉法人であり、本件事業の実施について、令和2年度第3回理事会にて承認を得ている。また、同理事会にて予算に係る承認を得て、必要な財源措置を講じている。
したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について
ア 得られる公共の利益 近江八幡市における就労継続支援B型事業については、同市が平成30年3月に策定した第4期近江八幡市障がい者計画において、その利用者および利用量の増加が見込まれている。また、近江八幡市障がい福祉課によると、令和2年9月時点での就労継続支援B型事業所の利用者数174人に対し、同市内の

事業所は6施設、定員130人と受け皿が不足しており、44人が市外または県外の施設を利用せざるを得ない状況となっている。さらに、利用者の高齢化が問題となっており、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けられる共生型サービス事業所への展開が求められている。

一方、近江八幡市における高齢者福祉事業については、同市が平成30年3月に策定した第7期近江八幡市総合介護計画において、同市内の後期高齢者数が令和12年に13,675人とピークを迎えることが予測されており、介護施設利用者の利用環境および職員の職場環境の改善が重要な課題となっている。

社会福祉法人ほのぼの会においては、平成15年9月に特別養護老人ホームおよびグループホームの事業開始後、行政や地元住民等からの要望を受け、高齢者福祉事業の拡大を進めてきた結果、事業開始時は職員68人、施設利用者56人であったが、令和2年10月現在、職員114人、施設利用者113人と増加し、機能訓練施設、研修施設および駐車場が不足している。また、現在職員用駐車場として借用している駐車場についても、貸主より退去を求められており、今後さらなる駐車場不足が見込まれる。

本件事業の施行により、新たに就労継続支援B型事業の利用者20人の受入れが可能となることに加え、共生型サービス事業所として高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けられる体制を確保し、65歳以上の障害者に対しても適切にサービスを提供することができる。また、既存施設において不足する機能訓練施設、研修施設および駐車場が整備され、利用者の利便性および職員の勤務体制の確保を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件起業地は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)および滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)による環境影響評価の対象事業には該当しないため、詳細な調査は実施されていない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)およびふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)による希少野生動植物種の生息および生育地保護区域外であり、現地調査においても希少野生動植物種は確認されていない。

本件起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定される埋蔵文化財包蔵地であるが、近江八幡市文化観光課からの埋蔵文化財保護策に関する回答に基づき、滋賀県、近江八幡市教育委員会および同課と協議の上、必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、既存施設利用者および職員の利便性等の観点から3か所の候補地を選定し、周辺環境への影響、利用者の安全性および利便性、支障物件の状況、施工性ならびに経済性の視点等から総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 (3)アで述べたとおり、就労継続支援B型事業については、近江八幡市内において施設が不足していること、高齢者福祉事業の用に供する既存施設については、利用者の利便性が損なわれていることや職員の勤務体制の確保が困難となっていることから、新たな就労継続支援B型事業所ならびに機能訓練施設、研修施設および駐車場整備の早期実施が求められている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 近江八幡市福祉保険部障がい福祉課

滋賀県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年2月5日から令和3年2月19日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	303号	高島市今津町下弘部字野田295番2地先から	変更後	最小 14.3m } 最大 15.0m	223.0m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
		高島市今津町下弘部字野田329番2地先まで	変更前	最小 9.0m } 最大 9.5m		

公 告

公文書の公開等の実施状況公告

滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)第31条の規定により、令和元年度における公文書の公開等の実施状況を次のとおり公表する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 公文書の公開請求および審査請求の状況

(1) 公文書の公開請求の件数および処理状況

処理状況		公開	一部公開	非公開(非公開理由)			取下げ
				非公開情報	不存在	その他	
知事	1,069	460	501	0	63	0	45
行政委員会等	329	75	150	0	98	0	6
合計	1,398	535	651	0	161	0	51

(2) 審査請求の件数および処理状況

ア 実施機関の処理状況

処理状況	請求件数	諮問前		諮問係属件数		裁決前取下げ	答申後未処理	審査請求に対する裁決						
		取下げ	未諮問	諮問中	取下げ			認容	一部認容		棄却	一部棄却一部却下	却下	
									一部棄却	一部却下				
令和元年度新規審査請求	13	0	3	7	0	0	0	3	0	1	0	0	0	2
過年度からの継続案件	8	0	0	0	1	0	0	7	1	5	0	1	0	0
合計	21	0	3	7	1	0	0	10	1	6	0	1	0	2

イ 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会の審議の状況

諮問年度	審議状況	諮問 件数	諮 問 取下げ	審査部会の処理					
				審議中	諮問に対する答申				
					決定 取消	決定一部取消		決定 妥当	請求 却下
						決定 一部 妥当	請求 一部 却下		
令和元年度新規諮問案件	9	0	7	2	0	2	0	0	0
過年度からの継続案件	7	1	0	6	1	4	0	1	0
合 計	16	1	7	8	1	6	0	1	0

2 情報提供の状況

窓 口	利用状況	利用者数	情報提供件数	情報提供件数の内訳			
				案内相談	閲 覧	資料提供	貸 出
県 民 情 報 室		3,324	3,324	551	1,227	1,516	30
警察県民センター		43	43	0	2	41	0
合 計		3,367	3,367	551	1,229	1,557	30

注 「県民情報室」は県庁に、「警察県民センター」は警察本部に設置している。

滋賀県個人情報保護条例の運用状況公告

滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第51条の規定により、令和元年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 個人情報取扱事務の登録状況

実 施 機 関	知 事	行政委員会等	合 計
登 録 件 数	1,476	494	1,970

2 開示請求、訂正請求および利用停止請求の件数ならびに処理状況

(1) 保有個人情報の開示請求の件数および処理状況

請求件数	処理状況	開示	一部 開示	不 開 示 (不開示理由)			取下げ		
				不開示 情 報	不存在	その他			
								不開示 情 報	不存在
知 事	条例第14条による請求	28	11	16	1	0	1	0	0
	条例第25条による口頭での請求	108	108	—	—	—	—	—	—
	小計	136	119	16	1	0	1	0	0
行 政 委 員 会 等	条例第14条による請求	628	42	581	3	0	3	0	2
	条例第25条による口頭での請求	6,204	6,204	—	—	—	—	—	—
	小計	6,832	6,246	581	3	0	3	0	2
計	条例第14条による請求	656	53	597	4	0	4	0	2
	条例第25条による口頭での請求	6,312	6,312	—	—	—	—	—	—
	合計	6,968	6,365	597	4	0	4	0	2

(2) 保有個人情報の訂正請求の件数および処理状況 実績なし

(3) 保有個人情報の利用停止請求の件数および処理状況

請求件数	処 理 状 況	停 止	一部停止	不停止	取下げ
知 事	0	0	0	0	0
行政委員会等	1	1	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0

3 審査請求の件数および処理状況

(1) 実施機関の処理状況

処理状況 請求年度	請求 件数	諮問前		諮問係属件数		裁決 前取 下げ	答申 後未 処理	審査請求に対する裁決						
		取下げ	未諮問	諮問中	取下げ			認容	一部認容		棄却	一部 棄却 一部 却下	却下	
									一部 棄却	一部 却下				
令和元年度 新規審査請求	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの 継続案件	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会の審議の状況

諮問年度	審議状況 諮問 件数	諮問 取下げ	審査部会の処理							
			審議中	諮問に対する答申				決定 妥当	請求 却下	
				決定 取消	決定一部取消	決定 一部妥当	請求 一部却下			
令和元年度 新規諮問案件	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
過年度からの 継続案件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0

4 苦情処理および苦情相談の件数

- (1) 実施機関に関する苦情処理の件数 3件
- (2) 事業者に関する苦情相談の件数 0件

生息・生育地保護区の指定公告

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき生息・生育地保護区を指定しようとするので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 近江舞子ハマエンドウ生育地保護区
- 2 指定の区域 大津市南小松1095番地9の一部、1095番地10の一部、1095番地22の一部
区域は、区域図表示のとおりとする（区域図は、省略し、5に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）。
- 3 指定に係る希少野生動植物種 ハマエンドウ
- 4 指定の区域の保護に関する指針の案

(1) 指定の目的 本区域には、海浜性で琵琶湖岸の砂浜環境に分布するハマエンドウの生育が確認されている。ハマエンドウは、現在、滋賀県レッドデータブック2015年版で絶滅危惧種と評価され、さらに指定希少野生動植物種に指定されており、本種が良好な状態で生育している場所は県内では数少ないことから、本種の保護と琵琶湖岸を特徴づける砂浜の生態系の保全を図る上で、本区域を希少野生動植物種でもある本種の生育地保護区に指定する。

(2) 指定に係る希少野生動植物種個体の生育のために確保すべき条件 当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。

(3) 生育条件の維持のための環境管理の指針

ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 本区域においては、指定に係る希少野生動植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、周辺を含めた植生や野生動植物の生息・生育状況の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

イ 木竹の伐採 本区域（保安林の区域を除く。）において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の30%以下とする。

ウ 環境管理 個体の採集等、条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者および地元の南小松自治会ならびに本種の生態や保全に詳しい専門家と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の

維持に努めるものとする。

- 5 指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県南部合同庁舎 総務部総務事務・厚生課南部総務経理係(草津市草津3-14-75)
 滋賀県甲賀合同庁舎 総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係(甲賀市水口町水口6200)
 滋賀県東近江合同庁舎 総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係(東近江市八日市緑町7-23)
 滋賀県湖東合同庁舎 総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係(彦根市元町4-1)
 滋賀県湖北合同庁舎 総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係(長浜市平方町1152-2)
 滋賀県高島合同庁舎 総務部総務事務・厚生課高島総務経理係(高島市今津町今津1758)
- 6 縦覧期間および時間 令和3年2月5日から令和3年2月18日までの縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和3年2月18日
- (2) 提出先 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

生息・生育地保護区の指定公告

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号。以下「条例」という。)第21条第1項の規定に基づき生息・生育地保護区を指定しようとするので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 名称 和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区
- 2 指定の区域 大津市和邇今宿13番3の一部
 区域は、区域図表示のとおりとする(区域図は、省略し、5に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 指定に係る希少野生動植物種 ハマエンドウ
- 4 指定の区域の保護に関する指針の案
- (1) 指定の目的 本区域には、海浜性で琵琶湖岸の砂浜環境に分布するハマエンドウの生育が確認されている。ハマエンドウは、現在、滋賀県レッドデータブック2015年版で絶滅危惧種と評価され、さらに指定希少野生動植物種に指定されており、本種が良好な状態で生育している場所は県内では数少ないことから、本種の保護と琵琶湖岸を特徴づける砂浜の生態系の保全を図る上で、本区域を希少野生動植物種でもある本種の生育地保護区に指定する。
- (2) 指定に係る希少野生動植物種個体の生育のために確保すべき条件 当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。
- (3) 生育条件の維持のための環境管理の指針
- ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 本区域においては、指定に係る希少野生動植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、周辺を含めた植生や野生動植物の生息・生育状況の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。
- イ 木竹の伐採 本区域(保安林の区域を除く。)において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の30%以下とする。
- ウ 環境管理 個体の採集等、条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者および本種の生態や保全に詳しい専門家と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。
- 5 指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所
 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県南部合同庁舎 総務部総務事務・厚生課南部総務経理係(草津市草津3-14-75)
 滋賀県甲賀合同庁舎 総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係(甲賀市水口町水口6200)
 滋賀県東近江合同庁舎 総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係(東近江市八日市緑町7-23)
 滋賀県湖東合同庁舎 総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係(彦根市元町4-1)
 滋賀県湖北合同庁舎 総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係(長浜市平方町1152-2)

滋賀県高島合同庁舎 総務部総務事務・厚生課高島総務経理係(高島市今津町今津1758)

6 縦覧期間および時間 令和3年2月5日から令和3年2月18日までの縦覧場所における執務時間内

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年2月18日

(2) 提出先 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

林業種苗法による生産事業者の登録公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき生産事業者として次の者を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
228	清水安治	高島市安曇川町中野311	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	風のシードリング	高島市安曇川町中野311	令和2.10.14

林業種苗法による生産事業者の登録失効公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき次の生産事業者の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	失効年月日
7	園和雄	湖南市正福寺955	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	—	湖南市正福寺955	平成30.3.26
12	青木弥寿一	湖南市正福寺336	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	—	湖南市正福寺336	令和2.10.13
19	青木八郎右エ門	湖南市正福寺255	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	—	湖南市正福寺255	令和2.10.12
31	南重夫	湖南市岩根3496	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	—	湖南市岩根3496	平成30.3.20
38	安田藤子	湖南市三雲439	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	—	湖南市三雲439	平成30.12.14
166	望月三蔵	湖南市正福寺447-3	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	—	湖南市正福寺447-3	令和2.10.10

167	園秀雄	湖南市正福寺1292	幼苗の育成 幼苗以外の苗 木の育成	—	湖南市正福寺 1292	平成30.3.8
-----	-----	------------	-------------------------	---	----------------	----------

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和2年度第G S 55-15号琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4211
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月17日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社 支社長 向博之 大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号 御堂筋三井ビル
- 5 落札金額 2,255,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年10月30日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和2年度第G E 55-16号琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4211
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月17日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 メタウォーターサービス株式会社 事業推進本部西日本営業部 部長 鬼頭伸郎 大阪府大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル
- 5 落札金額 841,549,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年10月30日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和3年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4211
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月24日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 関西電力株式会社 代表執行役 森本孝 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額
単位基準料金 56,573円/㎥
基準原料価格 57,336.40円/t

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年11月10日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年2月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和3年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4211
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月24日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 関西電力株式会社 代表執行役 森本孝 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額
 単位基準料金 56,727円/m³
 基準原料価格 57,336.40円/t
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年11月10日(火)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年2月5日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護ステーション 彩り	近江八幡市安土町下豊浦6番17	合同会社彩り 代表社員 中西良隆	近江八幡市安土町下豊浦6番17	訪問介護	令和3.2.1	2570400966
ヘルパーステーション リーチ	東近江市五箇荘竜田町353-3	株式会社Reach・Carerent 代表取締役 横内貴志	大津市御殿浜2-30	訪問介護	令和3.2.1	2570501391

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、マキノ町土地改良区の定款の変更は、令和3年1月26日に認可した。

令和3年2月5日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 荒 川 彰 彦

公安委員会規則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

滋賀県公安委員会規則第1号

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表の2交番の表滋賀県甲賀警察署の部甲西駅前交番の項中「柑子袋」の右に「、柑子袋東一丁目から同三丁目まで」を加える。

付 則

この規則は、令和3年2月8日から施行する。

病 院 事 業 庁 公 告**一般競争入札の公告**

滋賀県立総合病院におけるコンピューター断層撮影装置の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和3年2月5日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 コンピューター断層撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年8月31日(火)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。

ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧

イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)

ウ 全体構成図または配置図、特徴を示す文書、カタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等

エ 保守体制に係る説明書

オ 本仕様書が公開された時点における当該撮影装置の納入実績

- (2) 提出期限 令和3年3月1日(月)17時まで

(3) 提出場所

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム(詳細は(4)アによる。)

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

(4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和3年3月8日(月)までに通知する。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
FAX 077-582-5931

ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。

エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和3年3月1日(月)17時までにイに示す場所に書面で提出すること。質問の提出を確認した後、令和3年3月4日(木)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和3年2月5日(金)から令和3年3月17日(水)まで

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和3年2月5日(金)から令和3年3月17日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和3年3月11日(木)から令和3年3月17日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和3年3月18日(木)9時 滋賀県物品・役務電子調達システム

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

- 9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であつて、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となつた者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray computed tomography, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, March 17, 2021
- (3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524 - 8524 Japan TEL 077 - 582 - 5031

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和3年2月5日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 乳房用X線撮影装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月24日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社たけびし 京都府京都市右京区西京極豆田町29番地
- 5 落札金額 31,394,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年11月13日(金)